

# 1 マイナンバー制度



Q

マイナンバー制度の「通知カード」はどんなカードですか？



A

マイナンバーの「通知カード」は、住民票のある市区町村から個人番号を通知したものです。

「通知カード」は紙のカードです。個人番号の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されております。透かし等の偽造防止技術も施されています。

ただし、顔写真は載っていません。「通知カード」は、個人番号の確認のためのみ利用することができる書類です。

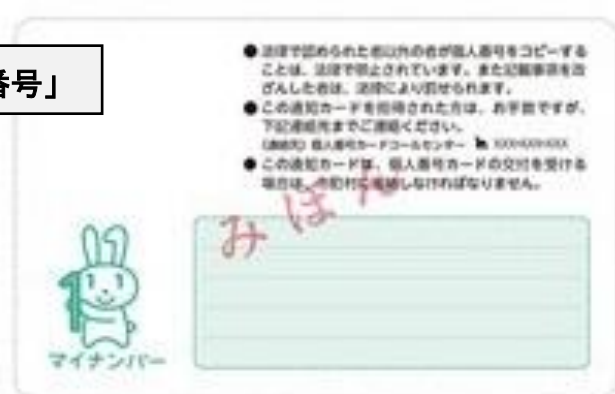
本人確認の手続きはできません。「通知カード」を使用して個人番号の確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証やパスポート等の本人確認書類が必要となります。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続において、本人確認とともに、個人番号の記載・確認を求められることとなります。

## 「通知カード」の表と裏



【おもて面】



【うら面】



マイナンバー制度の「個人番号カード」はどんなカードですか？



「個人番号カード」は、本人の申請により交付されます。  
様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。  
「個人番号カード」を交付してもらう交付手数料は無料です  
「個人番号カード」は個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分  
証明書として利用できます。

### 「個人番号カード」の表と裏



「個人番号カード」は、表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真  
電子証明書の有効期限の記載欄、セキュリティコード。  
サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載  
します（引越した際の新住所など）、臓器提供意思表示欄  
が記載され、個人番号は裏面に記載されています。



マイナンバー制度の「個人番号カード」は必要となる場面は？



マイナンバー制度導入後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で「個人番号カード」の提示が必要となります。

その際、「通知カード」であれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となりますが、「個人番号カード」があれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。

以下は主な「個人番号カード」が必要となる場面です。

「個人番号カード」を求められる場面	目的
勤務先	給与所得者の源泉徴収票、扶養控除等異動申告書。雇用保険や社会保険(平成29年以降)の手続き等。
契約先	報酬を受け取ることによる支払調書。
不動産業者等	不動産譲渡の対価、仲介料、家賃、等を受け取る場合。
生命保険、金融機関等	生命保険に関する支払調書、投資信託における源泉徴収等。
税務署、ハローワーク、労基署等	各種の税手続き、労働・社会保険に関する給付関係手続。



「個人番号カード」のメリットは？



総務省は以下のイラストで「個人番号カード」のメリットを紹介しています。

### 社会保障

年金 労働  
医療 福祉

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

### 税

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

### 災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

将来的には

- ・平成29年1月から開始されるマイナポータルへのログインをすると、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになります。
- ・オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。
- ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できるようになります。

といった、多くの様々なメリットを受けることができるようになるそうです。